

平成 29 年度 長崎県強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）開催要項

1. 目的

行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では、事業所での受け入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されているところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることが知られている。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）を実施する。

なお、参加者については県内の強度行動障害支援者についての連携・人材確保・人材育成の観点も踏まえ幅広く想定する。

2. 研修事業の名称

平成 29 年度長崎県強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）

3. 実施主体・実施機関

実施主体 長崎県

実施機関 社会福祉法人 南高愛隣会

4. 実施場所 諫早市社会福祉会館（諫早市新道町 948 番地）※駐車場あり

5. 研修期間

【基礎研修】平成 29 年 9 月 25 日（月）～26 日（火）

【実践研修】平成 29 年 9 月 27 日（水）～28 日（木）

6. 受講対象者

- ・ 障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者
- ・ 特別支援学校の教員等
- ・ 【基礎研修】【実践研修】の 4 日間の日程を受講していただくことを基本とします。
- ・ 片方のみ受講のみを希望される方は、申し込みの前に事前に担当者へお問い合わせ下さい。

7. 受講定員 50 名程度

8. 研修内容 別添カリキュラムのとおり

9. 研修修了の認定方法

①基礎研修の修了証書の交付：9/25～26 の長崎県知事が指定する基礎研修プログラムを受講すること

②実践研修の修了証書の交付：9/27～28 の長崎県知事が指定する実践研修プログラムを受講すること

※基礎・実践ともに、研修期間中における遅刻・早退・欠席・中抜けにつきましては欠席の扱いとみなし「修了証書」の交付ができませんのでご注意願います

10. 受講料 20,000 円（テキスト代含む：3,000 円）

※テキストは「行動障害のある人の「暮らし」を支える」（特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク発行）を使用します。（基礎研修、実践研修共通）

11. 受講申込

(1) 申込方法

申込用紙に必要事項をご記入のうえ、期日までにメールもしくはFAXにてお申し込みください。

※お申し込みの際、メールの件名を「【〇〇〇〇〇〇〇】強度行動障害研修申込み」としてください。（〇〇〇〇〇〇は事業所・施設名）

(2) 申込み先（お問合せ）

社会福祉法人 南高愛隣会(担当:佐竹)

TEL：0957(22)2644 FAX：0957(21)2493

E-mail：shukaku@airinkai.or.jp

12. 申込期限 平成 29 年 8 月 31 日（木）

13. 受講決定について

(1) 受講の決定については、申込締切後、受講の可否を郵送で通知いたします。

平成 29 年 9 月 20 日（水）までに受講の可否通知が届かない場合は、お問い合わせください。

なお、受講希望者が多数の場合は、受講者数を調整させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 受講料の支払方法は、受講決定通知書とともに各受講者へ通知します。

1 度お振込みいただきました受講料は原則として返金できませんので、予めご了承ください。

所定の受講料の振込をもって受講決定といたします。

14. その他

- ・ 昼食はお弁当の注文ができます（500 円・税込）。
ご注文を希望される方は、申込用紙にご記入をお願い致します。
- ・ 研修当日は出席確認のため、受講者名簿に押印又はサインをしていただきます。

(平成 29 年 5 月 12 日現在)